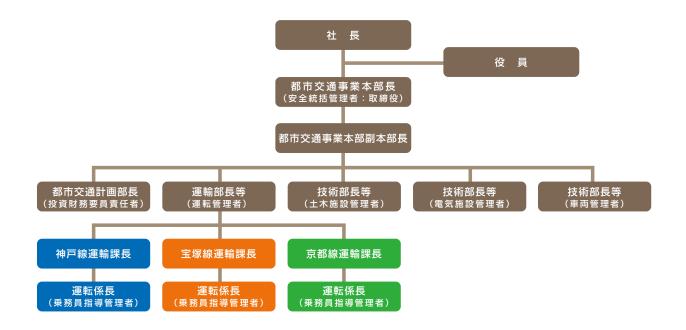
2. 安全管理体制

2-1 安全管理体制及び安全管理推進委員会

2-1-1 安全管理体制と主な役割



◎社 長

鉄道事業の実施及び管理の体制と規程を定め、設備や輸送、要員、投資、予算等、必要な中期経営計画の策定に際して、安全性及び実現可能性の観点から検証して状況の把握と必要な改善を行います。

◎安全統括管理者

鉄道施設や車両、運転取扱いの安全確保を最優先し、輸送業務の実施及び各管理部門を統括管理するため、安全管理規程の周知や関係法令等の遵守と安全第一の意識を徹底させ、輸送業務の実施や管理の状況及び中期経営計画に定める安全性向上施策の実施状況を随時確認し、必要な改善の措置を講じます。

◎運転管理者

安全で安定した輸送を確保するため、運転関係の係員及び鉄道施設、車両を総合的に活用し、運行計画の設定や 改定ならびに乗務員や車両の運用、列車の運行の管理、乗務員の育成及び資質の維持等、運転に関する業務の管理を行います。

◎乗務員指導管理者

運転管理者の指示や命令を受けて、乗務員の資質の維持管理を行い、資質の充足状況に関する定期的な確認と報告を行います。

◎他の管理者及び責任者

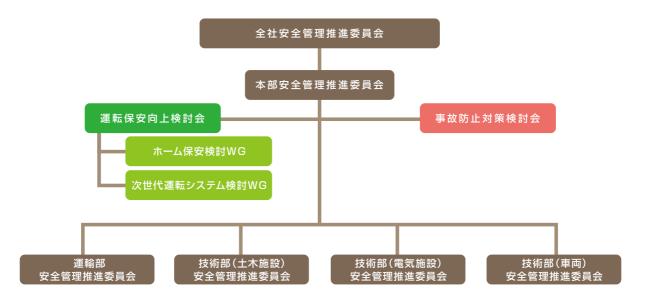
各部門において、輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのないよう担当施設等を維持管理します。

2-1-2 安全管理推進委員会

輸送の安全に係る事項は、各部門が横断的に連携した安全管理推進委員会において、各種事項について、審議、検討、 報告等を実施しています。安全管理推進委員会は、社長が委員長を務める全社の委員会と安全統括管理者が委員長を 務める都市交通事業本部の委員会を設けています。

また、安全管理推進委員会に直結して、将来の運転保安に関する様々な検討を続けている「運転保安向上検討会」と 各部門が関係した事故の分析や対策を検討する本部の「事故防止対策検討会」を組織して運営しています。

その他、それぞれの部門にも安全管理推進委員会を設け、その下部組織として、事故の再発防止を検討する事故防止 対策検討会と様々なリスクを検討する部会を設け、安全性向上に向けて取り組んでいます。



◎全社安全管理推進委員会

社長以下、取締役、部長、副部長等をメンバーとして、年2回(4月・ 10月)開催し、4月に前年度の安全計画の実施報告を行い、それを 元に見直しを実施して、新年度の安全計画を決定します。また10月 には、年度計画の実施状況を確認する他、前年度の内部監査における 指摘事項等の改善状況をチェックし、各現場でPDCAの着実な定着 が進んでいることを確認しています。



◎本部安全管理推進委員会

都市交通事業本部長(安全統括管理者)以下、部長、副部長、各部門 の調査役等で組織し、月1回開催を基本に、必要に応じて臨時開催し ます。この委員会では、自社の事故、ヒヤリ・ハットの報告や分析及 び対策の検討の他、輸送の安全に関わる法律や社内規程への対応か ら現場の取り組み等も報告しています。なお、この委員会では、本部 内グループ会社の社長も出席し、阪急電鉄だけでなくグループが一体 となって、輸送の安全に関する各種事項に取り組んでいます。



◎各部門の安全管理推進委員会

運転、土木施設、電気施設、車両の各部門には、本部安全管理推進委員会の下部組織として、部門別の安全管理推 進委員会や各種作業部会を設け、安全施策の検討ならびに推進及び潜在する危険要因の検討等を行い、常に輸送 の安全の確保と向上を図っています。

◎事故防止対策検討会

本部安全管理推進委員会では、各部門が関係する事故や事故のおそ れのある事態、災害、その他、輸送の安全の確保に支障を及ぼすお それのある事態の防止または被害の拡大防止に向け、事故防止対策 検討会を適宜開催しています。また、他社で発生した事故について も、原因や対策等が当社に関連する場合は、自社の事故と同様に分 析し対策を実施します。



◎運転保安向上検討会

ATSや踏切、ホーム、列車無線等に関する保安度の向上を目指して、様々な情報収集や分析、検討を行います。ま た、ホームのお客様の安全性向上を検討する「ホーム保安検討WG(ワーキンググループ)」や次世代の運転に関す る各種システムを検討する「次世代運転システム検討WG」等を別途結成し、さらなる運転保安度の向上を目指し 取り組んでいます。

2-1-3 安全管理規程・安全管理推進委員会規程

安全管理規程は、安全管理体制の確立や輸送の安全水準の維持向 上を図るために、運営方針や事業の実施ならびに管理の体制及び方法 を定めています。また、安全管理推進委員会規程は、輸送業務の実施 方法や管理方法の確認とともに、安全性向上施策を厳正に推進するた めに、同委員会の責務や運営方法等を定めています。2010年度は、 下記のとおり見直しを実施しています。



安全管理规程

安全管理推進委員会規程

- ・2010年10月1日 神戸高速線の運用形態変更に伴う業務の受委託の変更
- ・2011年 3 月 19日 神戸高速線の列車の運行の管理等の受委託業務における委託先の変更





